

令和 8 年

秋の全国交通安全運動実施要綱

高知県交通安全推進県民会議

運 動 実 施 期 間	<u>9月21日（月）～9月30日（水）</u>
一 斉 街 頭 指 導 日	<u>9月18日（金）・9月30日（水）</u>
交通指導取締隊出発式	<u>9月18日（金）午前9時30分～9時50分</u> <u>県庁正面玄関</u>
交通事故死ゼロを目指す日	<u>9月30日（水）</u>

【重点目標】

- 1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底

《運動の目的》

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は相互の連携を密にし、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするとともに、交通事故防止に向けて地域一体となった運動を展開し、県民総ぐるみの運動として幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

1 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

(1) 歩行者の交通ルールを理解・遵守等の徹底

- ・歩きスマホの危険性周知、「あいさつ県民運動」に基づく正しい横断方法（運転者に横断する意思を明確に伝える・横断の際に譲ってくれた運転者に謝意を表す等）の周知など安全な横断等を促す取組
- ・高齢者が、身体機能の衰えを理解し、安全な交通行動をとるための交通安全教育等の推進

(2) 歩行者の交通事故防止対策

- ・反射材用品、LEDライトの利用や明るい目立つ色の衣服等の自発的な着用を促す取組の推進
- ・「生活道路は人が優先」との意識を浸透させる広報啓発の推進

2 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

(1) 夕暮れ時以降の交通事故を防止する取組

- ・夕暮れ時における早めのライト点灯と夜間のハイビームの活用を促す取組の推進

(2) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

- ・横断歩道で一時停止して歩行者を渡らせることなど、交通ルールの遵守と、歩行者等優先意識を定着させるための「あいさつ県民運動」の周知を始めとする交通安全教育や広報啓発の推進

(3) 飲酒運転の根絶

- ・飲食店等における運転者への酒類提供禁止やハンドルキーパー運動の促進

(4) ながらスマホの根絶

- ・運転中のスマートフォン等の通話や画像注視の危険性に関する広報啓発の推進

(5) 妨害運転等の防止対策

- ・「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発の推進

(6) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- ・全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知

(7) 高齢運転者の交通事故防止対策

- ・身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を学ぶ参加・体験・実践型交通安全教育及び広報啓発

(8) 外国人運転者の交通事故防止

- ・母国との交通ルールの違い等を理解するための交通安全教育の推進

(9) 二輪車の運転者に対する広報啓発

- ・ヘルメットの正しい着用やプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発

3 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール理解・遵守の徹底

- (1) 自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底
 - ・「自転車安全利用五則」に沿った基本的な通行方法の周知と交通ルール遵守の徹底
 - ・飲酒運転、「ながらスマホ」の禁止等、基本的な交通ルールの周知と遵守を促す取組の推進
- (2) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用促進と安全確保対策
 - ・全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性和被害軽減効果の広報啓発
 - ・夕暮れ時の早めのライト点灯と自転車の反射材用品等の取付けを促す取組
- (3) 特定小型原動機付自転車利用時の交通ルール理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
 - ・販売事業者等と連携した特定小型原動機付き自転車交通ルール理解・遵守を促す取組とヘルメット着用の促進

各重点目標ごとに掲げた項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。